

# 分別収集についてのお願い

ごみの分別については、皆様のご協力により大半が適正に行われていますが、一部不適切な方法で分別されているケースが見受けられます。

今月号では、特に注意いただきたい事項を紹介しますので、今一度ご確認いただき、適正な分別にご協力をお願いします。



## 必ず守ってください

### プラスチックごみ

▼二重袋での排出はやめましょう！  
二重袋とは、ごみをレジ袋などに入れ、さらに指定袋に入れることをいいます。せつかく正しく分別しても、このように排出すると不適物扱いになります。

▼軽く水洗いする程度で十分です。落ちない場合は一般ごみへ。

▼ごみの分別でいう「プラスチック」とは、商品（製品）を入れたり包んだりする「容器」「包装」をいいます。大半は「リサイクル」マークの有無で判断できます。



二重袋はダメ！（写真左）  
ゴミ箱などのプラ製品は一般ごみです。（写真右）

### 生ごみ

▼リサイクル処理に用いる機器等の損傷につながります。

生ごみ以外の異物は絶対に入れないでください！



ペットボトルやあきびんはキャップを外して、中を空にして捨てましょう。

### ペットボトル、あきびん

▼飲み残しは必ず捨ててください！

ふたやキャップ類は必ず外してください！

▼外したふたやキャップは素材に応じて分別してください。

飲み残しは必ず捨ててください！

捨てた後、軽く水洗いしてから排出してください。

### 緊急告知

ごみの不法投棄は  
犯罪です！

雪解け以降、村内各地でごみの不法投棄が数多く発見されています。

不法にごみを投棄することにより、豊かな自然環境や美しい景観が損なわれ、その処理に多額の費用を要する場合があります。たつた一人の心ない行為のために多くの村民が迷惑を被ることは絶対に許されません。

村内で不法投棄している者を見かけた場合や、既に不法投棄されている現場を発見した場合は、速やかに役場又は警察に連絡してください。

ごみの不法投棄に関しては厳しい罰則規定があり、違反した者は5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金（併科の場合もあり）に処されることとなります。



# 平成23年度 行政区長紹介

みなさんと行政を結ぶパイプ役として、また、明るい村づくりの推進役としてご活躍いただき新しい行政区長さんです。一年間よろしく願います。



## 生ごみ堆肥を

販売しています！

富良野広域連合環境衛生センターで販売している『生ごみ堆肥』は、生ごみ、し尿汚泥、木材パルクを原料として製造され、専門機関での分析調査でも安心して利用できる完熟堆肥であることがわかっています。是非、家庭菜園・ガーデニングなどにご利用ください。

### 【販売期間】

土・日・祝祭日を除く毎日（通年販売）  
午前9時～午後5時

### 【販売価格】

10リットル（約4kg）1000円

袋詰めしてあります。

使用量の目安は、ガーデニングで2kg/m程度です。

### 【堆肥の成分】

（平成23年3月2日分析値）  
窒素：約2・6%、リン酸：約1・4%、加里：約0・9%、炭素窒素比：約13・5

### 【販売場所】

富良野市字上五区  
環境衛生センター  
お問い合わせ  
富良野広域連合環境衛生センター  
電話 22 4376



よろしく願います！！

## 地域生活相談員

5月2日から地域生活相談員として占冠村に住むことになりました。岡崎善一さん。岡崎さんは企画商工課に席を置き、主に、占冠村に移住や定住を希望される方の相談業務（移住・定住ワンストップ窓口）を行います。他に、企業誘致や観光、消費者行政に関する業務を行います。

占冠村に来る前は富良野市のラジオからのお勤めで、ラジオやホームページ（http://radio.furano.ne.jp/）で富良野沿線5市町村の情報を発信する仕事をしていました。

占冠村のホームページ『今日のしむかっぷ』の更新も時々行いますので、カメラを持って村内を歩きます。

岡崎さん、占冠村はどうですか？  
「さっそく、村の人から山菜をごちそうになりました。とても美味しかったです。山菜の季節は楽しみがあっという間ですねえ」  
皆さん、よろしく願います。

